

居宅介護支援重要事項説明

ケアプラン 楓

令和 年 月 日

1 ケアプラン 楓 が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-420-8240

担当 佐藤 千鶴子

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 ケアプラン 楓 の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名 ケアプラン 楓

所在地 千葉県千葉市中央区生実町 944-1 IT0 ビル 103 号

介護保険指定事業者番号 居宅介護支援（千葉市 1270105933 号）

サービスを提供する地域 千葉市

(2) 事業所職員体制

	業務内容	資格	常勤	非常勤
管理者	事業所の管理全般	主任介護支援専門員 介護福祉士	1 名	
介護支援専門員	居宅介護支援	介護支援専門員 介護福祉士 ヘルパー 1 級	1 名以上	1 名以上

(3) 営業時間

平日 8:30 ～17:30

定休日 土曜日 日曜日

※但し、年末12月30日～年始1月3日までお休みとさせていただきます。

3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

○要介護認定の通知を受け、居宅サービス計画を利用される方からの申込みを受け付けます。

○在宅で介護サービスを受ける方は、居宅サービス計画を作成する必要があります。計画作成の依頼を受けますと、ケアプラン 楓 の職員より料金等の重要事項の説明を行い、十分に納得して頂いた上で、契約書を取り交わします。その後、介護支援専門員がご家庭に訪問し、介護サービスを受けられる方の心身状況や家庭環境に応じ、その方に適した居宅サービス計画を作成します。

○居宅サービス計画は、利用者の希望に基づいて作成されるものであり、居宅サービス計画へのサービス提供事業者の位置づけにあたっては当該サービスも含め、全ての提供サービスについて複数の居宅サービス提供事業所等を紹介し、料金や特徴、利便性などを説明した上で選定していただけるように努めます。居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業所等の紹介や選定理由の説明を求めることが可能です。

○障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等、障害福祉制度の相談支援専門員と連携し適切な支援が提供できるよう努めます。

○居宅サービス計画作成依頼書の届出等の手続きも一切代行いたします。

○人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上を図る観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置 その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- 1) 利用者の同意を得ること。
- 2) サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア) 利用者の状態が安定していること。
 - イ) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思の疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - ウ) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- 3) 少なくとも2ヶ月に1回（介護予防支援の場合は6ヶ月に1回）は、利用者の居宅を訪問すること。

4 利用料金

(1) 種類

① 料金

要支援・要介護認定を受けられた方は、全額介護保険の給付対象となりますので自己負担ではありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、市区町村の保険者窓口に提出いたしますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護1・要介護2 12,000 円 (1.086 単位×地域加算 11.05%)

要介護3・要介護4・要介護5 15,591 円 (1.411 単位×地域加算 11.05%)

ア. 初回加算 3,315 円 (300 単位×地域加算 11.05%)

新規に居宅サービス計画を策定した場合

イ. 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,762 円 (250 単位×地域加算 11.05%)

利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、介護支援専門員が当該病院または診療所に対し、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

※1 入院日以前の情報を含む

※2 営業時間終了または、営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,210 円 (200 単位×地域加算 11.05%)

利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院または診療所の職員に対し、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

ウ. 退院・退所加算

カンファレンス参加無しの場合

連携1回 5,491 円 (450 単位×地域加算 11.05%)

連携2回 6,630 円 (600 単位×地域加算 11.05%)

カンファレンス参加有りの場合

連携1回 7,326 円 (600 単位×地域加算 11.05%)

連携2回 8,287 円 (750 単位×地域加算 11.05%)

連携3回 9,945 円 (900 単位×地域加算 11.05%)

エ. 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210 円 (200 単位×地域加算 11.05%)

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に月に2回まで算定可能

オ. 通院時情報連携加算 552 円 (50 単位×地域単価 11.05%) 1回/1月

カ. 特定事業所医療介護連携加算 1,381 円 (125 単位×地域加算 11.05%)
1回/1月

キ. 業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

(令和7年4月1日より適用)

ク. 高齢者虐待防止の推進に対する減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

ケ. 身体拘束等の適正化の推進に対する減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

② 交通費

2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申込み下さい。ケアプラン楓 職員がお伺い致します。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② ケアプラン楓 の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

下記の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

◆利用者が介護保険施設に入所した場合

◆介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

◆利用者のご逝去された場合

④ その他

利用者やご家族が担当の介護支援専門員に対して継続し難いほどの背任行為を

行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 ケアプラン楓の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

◆サービスを利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って中立公正なサービスを提供します。

◆適切なケアマネジメントに則り、要介護者の方々が住み慣れた地域で、できる限り自分らしく自立した生活が送れるよう、専門性を活かした支援を心がけていきます。

◆居宅介護支援にあたり、利用される方及び、その家族の方にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明を致します。

7 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることと致します。

8 ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を講じます。

9 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスは継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行って参ります。

10 感染症対策の強化

感染症の発症及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行って参ります。

11 多様化・複雑化する課題に対応するための取り組みを推進する観点からヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等の他制度に関する事例検討会や研修会等に参加し、知識の向上、評価の充実を図ります。

12 苦情・クレームに対する再発防止に向けた取り組みの強化

利用者の尊厳や意思の尊重を行う観点から、正当な理由により苦情・クレームに関して、事業所全体で協議し、改善策、再発防止策を講じるための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行って参ります。

13 サービス内容に関する苦情相談窓口

ケアプラン 楓の居宅介護支援に関する苦情・相談及び居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについての苦情・ご相談を受け付けます。

1 ケアプラン 楓 管理者 佐藤 千鶴子 043-420-8240

2 千葉市役所介護保険事業課 043-245-5068

3 千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428

	住民票上の各区健康保険福祉センター相談窓口	電話番号
	中央区高齢障害支援課 介護保険室	043-221-2198
	美浜区高齢障害支援課 介護保険室	043-270-4073
	稲毛区高齢障害支援課 介護保険室	043-284-6242
	花見川区高齢障害支援課 介護保険室	043-275-6401
	若葉区高齢障害支援課 介護保険室	043-233-8264
	緑区高齢障害支援課 介護保険室	043-292-9491

14 株式会社 楓の概要

法人種別・名称 株式会社 楓
 代表者職・氏名 代表取締役 佐藤 千鶴子
 所在地・電話 千葉県千葉市中央区生実町 944-1 ITO ビル 103 号
 043-420-8240

定款の目的に定めた事業 1. 指定居宅介護支援事業の運営

令和 年 月 日

《法人名》 株式会社 楓
 《代表者名》 代表取締役 佐藤 千鶴子

《事業者名》 ケアプラン 楓 印
 (指定事業者番号 千葉市 1270105933 号)

《住 所》 千葉県千葉市中央区生実町 944-1 ITO ビル 103 号

《説明者氏名》 佐藤 千鶴子 印

説明を受けた方のご署名

《 氏名 》 _____ 印

